

令和2年度

東近江市農業委員会
第2回（5月期）月例総会
議事録

1. 開催日時 令和2年5月11日（月）午前9時から午前10時30分

2. 開催場所 東近江市役所 新館313、314会議室

3. 出席委員 21人 欠席委員 0人

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	出	12	出
2	出	13	出
3	出	14	出
4	出	15	出
5	出	16	出
6	出	17	出
7	出	18	出
8	出	19	出
9	出	20	出
10	出	21	出
		22	出
議長（会長）			

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第4号 東近江市農用地利用集積計画（案）について
- 議案第5号 東近江市農用地利用集積計画の取消しについて
- 議案第6号 東近江市農用地利用集積計画の変更について
- (追加) 議案第7号 土地改良事業参加資格交替の申出について
- 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第3号 田畑転換等農地の形状変更届出の報告について
- 報告第4号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う土地利用協議の報告について
- 報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 報告第6号 農地の貸借権の合意解約の報告について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

局 長	主 幹
主 事	

農業水産課

主 事	

6. 会議の内容

議 長 ただ今から、令和2年度第2回、5月期の月例総会を開会致します。
現在の出席者数は21名であり、この総会は成立致します。
日程第1は、議事録署名委員の指名であります。
議席番号12番〇〇〇〇委員、15番〇〇〇〇委員を指名致します。

議 長 各委員に議案書の送付後において、議案第7号「土地改良事業参加資格交替の
申出について」を追加議案として上程するよう申し入れがありましたので、事
務局より説明をお願いします。

事務局 別紙、議案第7号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を追加議案と
して上程させていただきたいことにつきまして、説明します。
この議案につきましては、土地改良法に基づき、審議いただくもので、土地改
良法施行令第1条の3第2項及び第1条の5並びに同法施行規則第2条第3項
の規定により、申出書の提出のあった日から7日以内にその申出を承認するか
否かを決定しなければならないと規定されていることから、申出日から7日以
内の対応となるよう、以前より追加議案として取り扱いさせていただいており
ますので、よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
別紙、議案第7号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を追加議案と
して審議することについて、何かご意見はございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしとし、議案第7号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を議
案に追加することを認めてよろしいか。賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第7号「土地改良事業参加資格交替の申出について」上程することを認めます。

議 長 日程第2は、議事の上程であります。

議 長 最初に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

事務局 今回、3件の申請があり、申請人及び申請地につきましては議案書に記載のとおりであります。
契約の種類につきましては、3件の申請全てが売買であります。
なお、番号2につきましては、譲受人は現在大阪府高槻市に住民票がありますが、譲受人は近江八幡市を生活の拠点とされ、現在近江八幡市内で耕作をされております。報告第2号の農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の番号5で取得された場所を今回取得する農地の耕作拠点とされます。
いずれの案件も、譲受人の取得後における耕作面積は下限面積を上回っております。譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することによって、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。
また、農作業に必要な農機具について、番号1の譲受人については、トラクター、田植機、トラックを所有しておられ、コンバインは営農組織と共同利用、乾燥調整、籾摺りはJAカントリーを利用されています。番号2の譲受人については、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、トラックをリースしておられます。番号3の譲受人については、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、トラックを所有しておられます。経営農地について、番号1の譲受人は世帯二人、番号2の譲受人は世帯一人、番号3の譲受人は世帯五人で耕作され、各申請のそれぞれにおいて全部効率利用の面で問題ないと考えます。
これらのことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
また、地区の担当農業委員からも確認書を提出いただいております、問題はないと考えます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは審議に入ります。
1番について、何かご意見はございますか。
(異議なし)
それでは、2番について何かご意見はございますか。
(異議なし)
それでは、3番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

議 長 それでは、議案第1号の1番から3番につきまして採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農地を転用したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

事務局 本件は、山上町に居住する者が、自ら所有する山上町地先の農地1筆、面積214平方メートルの土地を農業用倉庫、農機具置場として利用する為に転用の申請があったものです。
なお、本案件については、昭和47年頃に申請者の父が農地法の許可を受けずに乾燥機や貯蔵庫等の機材、肥料等の資材を入れるために農業用倉庫を建築し、農機具置場として造成し利用していたとして、顛末書付きの申請となっています。
申請地は、市立山上小学校から北西へ約300メートルに位置し、周囲を境内地、用悪水路、道路に囲まれた土地であります。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請地は申請人の自宅の向かいに位置しており、農業機械や資材の搬入出に適しており、今回の申請に至りました。
土地の利用計画については、顛末案件の為、現状建物を利用されるもので、乾燥機や貯蔵庫等の機材、肥料等の資材を収納され、農機具置き場として利用する計画とされています。
土地の造成計画につきましては、現状のまま使用されます。雨水については、敷地内において集水し道路側溝で処理するとしています。
申請地は、団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。
申請地周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。
資金については顛末案件の為、発生せず、一般基準においても基準に抵触するものはなく、他の添付書類についても問題はありませんでした。
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

- 5 番 5月7日に〇〇〇〇委員と私と事務局で現地調査を行いました結果を報告します。

山上町の農業用倉庫と農機具置場ですが、申請人の父親が転用を知らずに農業倉庫を建てたとのことで顛末案件です。残りを含めて今回申請されるもので、許可止むを得ないと判断します。

以上、調査報告とします。

- 議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。それでは、審議に入ります。何かご意見はございますか。
(異議なし)

- 議 長 それでは、議案第2号につきまして採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

- 議 長 全員挙手と認めます。よって、本案は可決いたしました。

- 議 長 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

- 事務局 議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定に基づき、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次ぎのとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

- 事務局 番号1についてご説明いたします。
本件は、小八木町に所在を置く農事組合法人が、小八木町地先の農地3筆、合計面積6,374平方メートルの内502.15平方メートルの土地を使用貸借により権利取得し、農機具格納庫として利用するために転用の申請があったものです。
なお、本案件については、平成27年に農地転用許可を受け、農作業場を建設した際に、許可面積以上に造成してしまっていたとして、顛末書付きの申請となっています。
申請地は、湖東記念病院から北西へ約620メートルに位置し、周囲を道路、田、用悪水路に囲まれた土地であります。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、借人は、現在30.7ヘクタールを経営する農事組合法人であり、現在の作業場を糶摺り作業と農業用機械の保管に使用しております。しかし、作業場が手狭であることから糶摺り作業時には農業用機械を外に出さなければならず、また自治会倉庫を借りて分散して収納していることから、新たに農機具格納庫を建設することを計画され、現在の作業場に隣接しており利便性を考慮して今回の申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建築面積が170.53平方メートルの農機具格納庫を建設し、コンバインやトラクター、ビークルなどの農業用機械を収納されます。現在の作業場は、引き続き乾燥機3台をはじめとする農業機械を収納される計画です。

土地の造成計画につきましては、現状地盤を鋤取りした後、約60センチメートルの盛土を行い既存敷地と同じ高さとなされ、格納庫の周辺は、転圧仕上げとされる計画です。雨水については、既存敷地内の排水路から用悪水路へ放流されます。

申請地は、農振農用地区域内農地であることから原則許可できませんが、市の農業振興地域整備計画における農用地利用計画で指定された用途であり、例外的に許可し得るものと考えます。

資金については、全額自己資金にて調達され、地元土地改良区の意見書のほか、他の添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号2についてご説明いたします。

本件は、湯屋町に居住する者が、湯屋町地先の農地2筆、合計面積378平方メートルの土地を使用貸借により権利取得し、住宅として利用するために転用の申請があったものです。

申請地は、市立湖東第一小学校から北東へ約380メートルに位置し、周囲を道路、用悪水路に囲まれた土地であります。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、借人は、実家で両親と同居しておりますが、子どもの成長に伴い手狭となったことから住宅の建設を検討された結果、父親が所有する土地であり、実家からも近く利便性がよいことから、当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建築面積が143平方メートルの住宅建設と自家用車の駐車場として利用される計画であります。

土地の造成計画につきましては、耕土を20センチメートル鋤取り、盛土をした後、転圧して仕上げる計画です。雨水については、敷地内に雨水桝を設置し既設の雨水管から用悪水路へ放流されます。

申請地は、団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

集落に接続して設置される住宅であることから、例外的に許可できるものです。資金については、金融機関からの借入金にて調達され、他の添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号3についてご説明いたします。

本件は、岡田町に所在を置く運送業を営む法人が、上岸本町地先の農地1筆、面積1,083平方メートルの土地を賃貸借により権利取得し、駐車場として使用するために転用の申請があったものです。

申請地は、愛知郡広域行政組合水道事務所から西へ約600メートルに位置し、周囲を山林、河川、道路に囲まれた土地であります。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、借受人である法人は、運送業を営んでおり、所有する車両の駐車場を東近江市岡田町で借用しております。と

ころが、所有者から返還を求められたことで駐車スペースが不足し、代わりの土地を事業所近隣で探していたところ、今回申請地の所有者から承諾が得られたため、申請に至ったとのこと。

土地の利用計画につきましては、隣接する山林と一体利用される計画で、事業で所有する作業運搬車24台と従業員駐車場25台の駐車場として利用する計画です。

土地の造成計画につきましては、現状地盤の一部を切土及び盛土をして整地されます。雨水については、申請地に吸込み槽を設置し処理されます。

申請地は、団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

隣接土地との一体利用であって、事業目的達成のために当該農地が必要と認められるものであることから、例外的に許可できるものです。

資金については、金融機関からの借入金により調達され、他の添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号4についてご説明いたします。

本件は、北清水町に居住する者が、北清水町地先の農地1筆、面積33平方メートルの土地を売買により取得し、資材置場として利用するために転用の申請があったものです。

申請地は、市立湖東第三小学校から北西へ約1.6キロメートルに位置し、周囲を道路、宅地に囲まれた土地であります。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、申請地の隣で自転車店を経営しておりますが、修理自転車を保管する場所がなく、店先に置いている状況です。このことから近隣で土地の確保を検討された結果、店舗に隣接しており利便性が良いことから、今回の申請に至ったものです。

土地の利用計画につきましては、修理自転車の保管場所として利用する計画であります。

土地の造成計画につきましては、耕土を15センチメートル鋤取り、50センチメートル盛土をした後、碎石仕上げとする計画です。雨水については、既設水路への放流と地下浸透で処理されます。

申請地は、団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

申請地周辺に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。

資金については、全額自己資金にて調達され、他の添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号5についてご説明いたします。

本件は、妙法寺町に居住し一式町でバルブ加工業を営む者が、一式町地先の農地1筆、面積112平方メートルの土地を売買により取得し、駐車場として使用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件については、昭和60年頃に農地法の許可を得ずに雑種地に造成

し利用していたとして、顛末書付きでの申請となっています。

申請地は、市立市原小学校から西へ約1.4キロメートルに位置し、周囲を畑、道路、用悪水路に囲まれた土地であります。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人が営むバルブ加工業の事業拡大に伴い、従業員、来客者の増加が見込まれることから駐車スペースを確保できる土地を探していたところ、事業所近隣の土地所有者から承諾が得られたため、今回申請に至ったとのことです。

土地の利用計画につきましては、顛末案件の為、現状土地を利用されるもので、車両4台分の駐車場として利用する計画です。

土地の造成計画につきましては、現状のまま使用されます。雨水については、地下浸透で処理する計画としており、土砂・雨水の流出の心配はありません。

申請地は、団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

申請地の周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから例外的に許可できるものです。

資金については、全額自己資金にて調達され、農業振興地域整備計画の一部変更の写しをはじめ、他の添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号6についてご説明いたします。

本件は、宮荘町に所在を置く液化石油ガスの卸売、小売等を営む法人が、宮荘町地先の農地2筆、合計面積3,892平方メートルの土地を賃貸借により権利取得し、駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請地は、市立五個荘中学校から北へ約420メートルに位置し、周囲を用悪水路、道路、田に囲まれた土地であります。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人である法人が、現在借地で利用している大型車及び通勤車両合計約50台分の駐車場の土地を、所有者から返還を求められたことで駐車スペースが不足し、また、事業拡大に伴う新規採用者用の通勤車両の駐車場が新たに必要となったことから、本社に近く利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、トレーラー10台、バルク車5台、社員用35台ほか計63台分の駐車場として利用される計画であります。

土地の造成計画につきましては、表土を30センチメートル鋤取り、現状地盤から約1メートルの高さまで盛土をし、碎石仕上げとされる計画です。周囲にはL型擁壁を設置して土砂の流出を防止されます。雨水については、集水枿を設置し既設水路へ放流されます。

申請地は、特定土地改良事業等の施行区域内の農地であることから、第1種農地と判断できます。

申請地周辺に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。

資金については、全額自己資金にて調達され、農業振興地域整備計画の一部変更の写しをはじめ、他の添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号7についてご説明いたします。

本件は、林田町に居住する者が、御園町地先の農地2筆、合計面積210.7平方メートルの土地を使用貸借により権利取得し、自己用戸建専用住宅として利用するために転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市長山公園から東へ約1キロメートルに位置し、周囲を宅地、畑、用悪水路に囲まれた土地であります。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、借人は、林田町内の借家に居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭となったことから住宅の建設を検討された結果、妻の父親が所有する土地であり、実家からも近く利便性がよいことから、当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建築面積が63.76平方メートルの住宅建設と自家用車の駐車場として利用される計画であります。

土地の造成計画につきましては、耕土を30センチメートル鋤取り、同じ高さまで盛土をした後、転圧して仕上げる計画です。雨水については、敷地内に吸込槽を設置し浸透処理されます。

申請地は、団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

集落に接続して設置される住宅であることから、例外的に許可できるものです。資金については、金融機関からの借入金にて調達され、他の添付書類についても問題はありませんでした。

なお、農地転用の許可は、都市計画法第29条の規定により申請中の開発許可と同時にを行うものとします。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号8についてご説明いたします。

本件は、平柳町に所在を置く農事組合法人が、平柳町地先の農地1筆、面積3,033平方メートルの土地を売買により取得し、農機具庫及び倉庫として利用するために転用の申請があったものです。

申請地は、湖東記念病院から東へ約920メートルに位置し、周囲を道路、田、用悪水路に囲まれた土地であります。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、現在71.2ヘクタールを経営する農事組合法人ですが、経営面積の拡大や機械の大型化に伴い、現在の倉庫では手狭であることから新しい倉庫の建設を検討されました。申請地は、営農地のほぼ中心に位置していることから効率が良く、集落のはずれであるため周辺住民への影響も少ないとして今回の申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建築面積が518.53平方メートルの農機具庫及び倉庫を1棟建設し、コンバインやトラクター、籾摺機、乾燥機などの農業用機械を収納するほか、肥料等の資材置場、育苗ハウス、農業機械の洗車場、作業員の駐車スペースとして利用される計画であります。現在の倉庫は、引き続き草刈り機やコンプレッサー、防除機などを保管される計画です。

土地の造成計画につきましては、現状地盤を鋤取りした後、平均30センチメートルの盛土を行い、砕石仕上げとされる計画です。雨水については、敷地内に雨水枡を設置し、北側の用悪水路へ放流されます。

申請地は、農振農用地区域内農地であることから原則許可できませんが、市の農業振興地域整備計画における農用地利用計画で指定された用途であり、例外的に許可し得るものと考えます。

資金については、全額自己資金にて調達され、地元土地改良区の意見書のほか他の添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものはなく、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

6 番 5月7日に〇〇〇〇委員と私と事務局で現地調査を行いましたので、その結果を報告します。

1番の農機具格納庫ですが、既存の農業倉庫を造成される時に許可より大きく造成されたもので一部顛末案件です。申請地はやや狭く、もう少し大きくてもよいかと感じますが、既存地との一体利用をされるものです。隣接農地にも支障はなく、許可相当と判断します。

2番の住宅ですが、実家に近い父親所有の畑に建てられます。奥に里道がありますが支障はありません。集落居住地内であり、問題はないと判断します。

3番の駐車場ですが、周囲の山林と一体的に利用されます。現在の駐車場を返還することになり、運送事業の継続拡大のため必要な施設として、問題ないと判断します。

4番の資材置場ですが、地元で自転車店を営んでおられる申請人が自転車類の資材置場として利用されます。居住地内の住民のためにも必要なものであり、特に問題はなく許可相当と判断します。

5番の駐車場ですが、申請人はバルブ加工業をされており、事業拡大に伴う従業員等の駐車場として利用されるもので、顛末案件ですが、許可相当と判断します。

6番の駐車場ですが、地元で石油販売卸売を営む会社が、現在、事業用車両や従業員の駐車場として借りておられる土地の返還を求められており、会社に近いと所で駐車場を新たに造成することになり、特に問題はなく許可相当と判断します。

7番の自己用戸建専用住宅ですが、妻の父親所有の農地に住宅を建てられます。一部が農地として残りますが、耕作には支障ないと思われれます。前には水路があり、道から橋を架けて進入路にされます。特に問題はなく許可相当と判断します。

8番の農機具庫及び倉庫です。かなり大きい敷地ですが、法人の集落営農の経営上、必要な施設と考えます。特に問題はなく許可相当と判断します。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。それでは、審議に入ります。

議 長 1番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、2番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、3番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、4番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、5番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、6番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、7番について、何かご意見はございますか。

議 長 私からですが、申請地の周囲の残地は畑で残されるのですか。

事務局 そのような申請になっています。

議 長 その他、意見はございませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、8番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

議 長 それでは、議案第3号につきまして採決に移ります。

本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第4号「東近江市農用地利用集積計画(案)について」を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

主 事 議案第4号東近江市農用地利用集積計画(案)を説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第一項の規定により市が農用地利用集積計画を定めるものです。

農用地利用集積計画は5月29日の公告を予定しておりまして、公告によって所有権が移転され利用権が設定されることとなります。

今回の所有権移転は2件2筆1, 376平方メートル、利用権設定は43件96筆169, 970平方メートルです。設定を受ける認定農業者は11名で83, 524平方メートルが集積されており、認定農業者への集積率は約49パーセントです。

まず、議案の1ページから2ページが所有権移転で、3ページ以降が利用権設定の議案になっております。次に補足説明をさせていただきます。

1ページの番号1の所有権を移転する農地は柏木町の1筆であり、〇〇万円を対価として売買により、令和2年6月10日に所有権が移転され、移転をする者は三津屋町に居住する者で、移転を受ける者は小脇町に居住する認定農業者となっております。

2ページの番号2の所有権を移転する農地は五個荘小幡町の1筆であり、〇〇万円を対価として売買により、令和2年6月10日に所有権が移転され、移転をする者は京都府宇治市に居住する者で、移転を受ける者は五個荘小幡町に居住するものとなっております。

移転を受ける者は、認定農業者資格を取得されておりませんが、認定農業者である農事組合法人〇〇〇〇の構成員であり、農地を取得したと同時に、9ページの番号14に記載されておりますように、同法人と利用権設定しております。そのため、利用権設定は令和2年6月10日を始期日としております。

このことから、農業経営基盤強化促進法第18条第3号2項に記載されているように〇〇さんは認定農業者である法人の構成員であることから、所有権移転と同日付で法人に利用権設定をすることによって所有権移転が出来るものです。次に貸借の利用権関係ですが、3ページから27ページまでが所有者と耕作者による利用権設定となっております。

以上が補足説明です。

本案については、農用地の効率利用、安定的に農業経営を行うと考えられますことから、農用地利用集積計画（案）の決定をお願いするものです、どうぞよろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、審議に入ります。

議 長 本案につきまして何かご意見はございますか。

(異議なし)

議 長 それでは採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第5号「東近江市農用地利用集積計画の取消しについて」を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

- 主 事 議案第5号東近江市農用地利用集積計画の取消しについて説明をさせていただきます。
令和2年2月28日公告のあった利用権設定について、取消し公告の決定を求めるものです。
農用地利用集積計画は、令和2年5月29日の公告を予定しております。
次のページをめくっていただけますか。
この計8筆は、前耕作者との解約が成立していないにも関わらず、新たな耕作者と利用権設定の公告が令和2年3月1日を始期日としてされました。
しかし8筆とも、平成27年3月1日から令和8年2月28日まで利用権が設定されていました。
経緯としましては、農事組合法人〇〇〇〇と〇〇〇〇との利用権設定を受ける際、現在設定している利用権の合意解約をしていただくよう案内をしていました。
そして、合意解約の提出がないにも関わらず、農事組合法人〇〇〇〇と新たに利用権を設定する公告をしておりました。それまでの間、合意解約の手続きの有無を確認しておりません。
その後、解約が成立していないことがわかり、双方から取消し申出書の提出があり、今回の取消しをするに至りました。
なお、現在も合意解約は成立しておらず、公告の取消をお願いするものです。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、審議に入ります。
- 議 長 本案につきまして何かご意見はございますか。
(異議なし)
- 議 長 それでは採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手と認めます。よって、本案は可決いたしました。
- 議 長 次に、議案第6号「東近江市農用地利用集積計画の変更について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 主 事 議案第6号東近江市農用地利用集積計画の変更について説明をさせていただきます。
令和元年11月29日公告のあった所有権移転について、変更公告の決定を求めるものです。
農用地利用集積計画は、令和2年5月29日の公告を予定しております。
次のページをめくっていただけますか。
今回は、移転する者(B)欄の〇〇〇〇から〇〇〇〇へ変更することを公告するものです。
当初は、上の変更前と記載のある令和元年11月29日公告において、令和元年12月10日に、〇〇〇〇から農事組合法人〇〇〇〇へ所有権が移転されることとなっていました。

しかし、〇〇〇〇が、令和元年10月31日にお亡くなりになられたことにより、農地の所有者が、子である〇〇〇〇に令和元年10月31日に変わりました。

今回、11月29日の公告後、今回は、移転する者が変更されましたが、すでに令和元年12月10日に対価の支払を完了されていることから、公告した内容から変更するという形をとり、令和2年5月29日に公告する予定です。

以上です。

どうぞよろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、審議に入ります。

議 長 本案につきまして何かご意見はございますか。

(異議なし)

議 長 それでは採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第7号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 本日、配布しました追加議案書をご覧ください。

今回の申出に係る土地改良事業につきましては、県営による能登川地区土地改良事業のかんがい排水事業です。

今回の申出件数は51件で、その理由につきましては、土地改良事業の参加資格者は本来、耕作者にありますが、土地改良事業に係る賦課金及び事業完了後における維持・管理費用については耕作者でなく土地所有者が負担することで双方が同意されています。

また、賦課金については、土地改良区を適切に管理・運営していく上で重要な資金であり、負担する事となる土地所有者は組合員として土地改良区の運営を見守る必要があることから資格の交代を申し出されたものであります。

以上のことから、現資格者である耕作者から、新資格者である所有者に事業に参加する資格を交替することが、土地改良事業の円滑な推進や管理運営に資することとなる等、土地改良事業の目的に照らし妥当と認められますので、申出を承認することは相当と判断します。

以上よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、審議に入ります。

議 長 本案につきまして何かご意見はございますか。

(異議なし)

議 長 それでは採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議長 次に、事務局長の専決事項として処理しております報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告について」、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について」、報告第3号「田畑転換等農地の形状変更届出の報告について」、報告第4号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う土地利用協議の報告について」、報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」、報告第6号「農地の貸借権の合意解約の報告について」を事務局に一括して報告を求めます。

事務局 それでは、報告第1号から報告第6号まで、一括して報告させていただきます。まず、報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告についてを報告させていただきます。議案書9ページをご覧ください。

本件は、神郷町に居住する者が、自ら所有する神郷町地先の農地2筆、合計面積495平方メートルの土地を駐車場として利用する為に届出があったものです。

届出地は、滋賀県消防学校から西へ約700メートル離れた「第1種中高層住専」内に位置します。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上、届出地1件は、道路と住宅、田に囲まれた一角で、付近には影響もなく適正と認め受理したものです。

なお、受理通知につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「事務局長の専決事項」第8号「農地法第4条第1項第8号又は第5条第1項第7号に基づく届出の処理に係る委員会の権限」により交付しております。

事務局 次に、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告についてを報告させていただきます。議案書10ページをご覧ください。

番号1についてご説明します。

本件は、躰光寺町に居住する者が、躰光寺町地先の農地2筆、合計面積185平方メートルの土地を使用貸借により権利取得し、店舗として利用するために転用の届出があったものです。

届出地は、能登川支所から北西へ約400メートル離れた、「第1種中高層住専」に位置します。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号2についてご説明します。

本件は、五個荘伊野部町に居住する者が、五個荘石塚町地先の農地1筆、面積

340平方メートルの土地を賃貸借により権利取得し、工場として利用するために転用の届出があったものです。

届出地は、五個荘郵便局から西へ約150メートル離れた、国道8号線沿いの「準工業」内に位置します。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号3についてご説明します。

本件は、小田苜町に居住する者が、五個荘石塚町地先の農地1筆、面積321平方メートルの土地を使用貸借により権利取得し、一般住宅として利用するために転用の届出があったものです。

届出地は、五個荘郵便局から西へ約150メートル離れた、国道8号線沿いの「準工業」内に位置します。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号4についてご説明します。

本件は、東沖野五丁目に居住する者が、中小路町地先の農地1筆、面積494平方メートルの土地を使用貸借により権利取得し、自己用住宅として利用するために転用の届出があったものです。

届出地は、東近江総合医療センターから西へ約150メートル離れた、「第1種中高層住専」に位置します。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号5についてご説明します。

本件は、大阪府高槻市に居住する者が、五個荘山本町地先の農地1筆、面積264平方メートルの土地を売買により取得し、住宅及び駐車場として利用するために転用の届出があったものです。

届出地は、五個荘郵便局から東へ約100メートル離れた、「第1種住居」内に位置します。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上、届出地5件は、周囲を道路と宅地等に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。

なお、受理通知につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「事務局長の専決事項」第8号「農地法第4条第1項第8号又は第5条第1項第7号に基づく届出の処理に係る委員会の権限」により交付しております。

事務局 続いて、報告第3号、田畑転換等農地の形状変更届出の報告についてを報告させていただきます。

議案書11ページをご覧ください。

本件は、蒲生大森町に居住する者が、自ら所有する蒲生大森町地先の農地1筆、面積618平方メートルの土地において、水稻における用水が山水のみであり、通常の水稲栽培に支障をきたしているため、自家用野菜畑として田から畑へ形状変更を行う為に届出があったものです。

届出地は、日野川蒲生頭首工から上流約300メートルの左岸に位置し、周囲を道路と山林に囲まれた農振白地の農地です。

農業経営計画書や地元農業組合の意見書、隣接者同意書等も添付されており、周辺への影響もないと判断することから同意したものです。
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上、1件の同意書の交付につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「専決事項」第9号「その他軽易な事項に関する事」の規定に基づき、事務局長の専決により交付しております。

事務局 続いて、報告第4号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う土地利用協議の報告についてを報告させていただきます。
議案書12ページをご覧ください。

本件は、東京都新宿区に本社を置く電気通信事業を営む法人が、尻無町地先の農地1筆、面積6,422平方メートルの内8平方メートルの土地を賃貸借により権利取得し、携帯電話無線基地局を新設するため転用に係る土地利用協議があったものです。

申請理由につきましては、携帯電話の不感地帯対策を図るため、携帯電話基地局を新設するとしています。

土地の利用計画につきましては、高さ25m(GL)のコンクリート柱にアンテナ等無線機一式を設置することとなっています。

申請地は、尻無町集落西側と名神高速道路の間に位置し、田と道路に囲まれた都市計画法市街化調整区域内の農振農用地区域内農地であります。

土地所有者や地元自治会、農業組合、土地改良区の同意も添付されており、農業上の土地利用への影響もないと判断しました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

なお、本件の通知書につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「専決事項」第9号「その他軽易な事項に関する事」の規定に基づき、事務局長の専決により交付しております。

事務局 次に、報告第5号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告についてを報告させていただきます。
議案書13ページから15ページをご覧ください。

今回の番号1番から番号15番につきましては、全て相続により所有権を取得されたものです。

届出人について、「あっせん希望の有無」は、すべて「無」となっております。

なお、届出をされた者への受理通知につきましては、届出された農地について「農地台帳」等関係書類により確認後、第14条「専決事項」第9号「その他軽易な事項に関する事」の規定に基づき、事務局長の専決により交付しております。

事務局 続いて、報告第6号、農地の貸借権の合意解約の報告についてを報告させていただきます。
議案書16ページから17ページをご覧ください。

賃貸借権の合意解約について説明をします。
賃貸借権の合意解約につきましては、1番から6番までです。
次に使用貸借の合意解約につきましては、1番のみです。
なお、合意解約内容及び解約理由につきましては議案書記載のとおりです。

事務局 以上、報告第1号から報告第6号の報告とさせていただきます。

議長 事務局の報告が終わりました。
ただいまの報告事項について、何かご意見はございますか。

22番 報告第6号の使用貸借の合意解約についてですが、3月25日となっておりますが、賃貸人の地主が旧農業者年金の受給者であると思います。経営移譲年金だと記憶しますが、60歳から65歳の5年間で、以降は老齢年金と経営移譲年金が支給されているのではないですか。合意解約されたということで、支給停止の手続きに入ることになるのですが、実際には農用地利用集積計画で、合戸地区の認定農業者の集落営農法人に6月付けで利用権設定されます。2か月のタイムラグがありますが、本来ですと支給停止と利用権設定が同日付けではと思うのですが、どのような対応になっているのですか。

事務局 経営移譲年金を受給されている方が合意解約された場合は支給停止になりますが、解約後1年間の猶予がありますので、停止にはなりません。

22番 分かりました。

議長 他にございませんか。

議長 特にないようですので、これで「報告事項」を終わります。

議長 以上で本日の議事及び協議、報告案件はすべて終了致しました。
これをもって令和2年度、第2回、5月期の月例総会を終了致します。
長時間のご審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議長 ○○ ○○

12番 ○○ ○○

15番 ○○ ○○